

在宅医療廃棄物の出し方にご協力を!

在宅医療の普及により家庭から出される「在宅医療廃棄物」が増えています。これらの「在宅医療廃棄物」を誤った方法で廃棄すると感染症などが生じることもあります。ごみの安全・安心な処理を行うため、次のルールを守って出してください、お願いします。

「在宅医療廃棄物」とは?

- ① 医師・看護師などが患者宅に出かけて治療を行う、往診・訪問診療・訪問看護等で出た医療廃棄物
→ 医師などが持ち帰ります。
- ② 患者や家族が医師の指導管理により自ら医療行為を行う在宅医療で出た医療廃棄物
→ 注射器や注射針、輸液・透析用チューブ類等感染性を有するものは、医師会の指導のもとに医療機関などで引き取りをしています。廃棄物の種類によっては、ごみステーションには出せません。



医療機関等へ返すもの

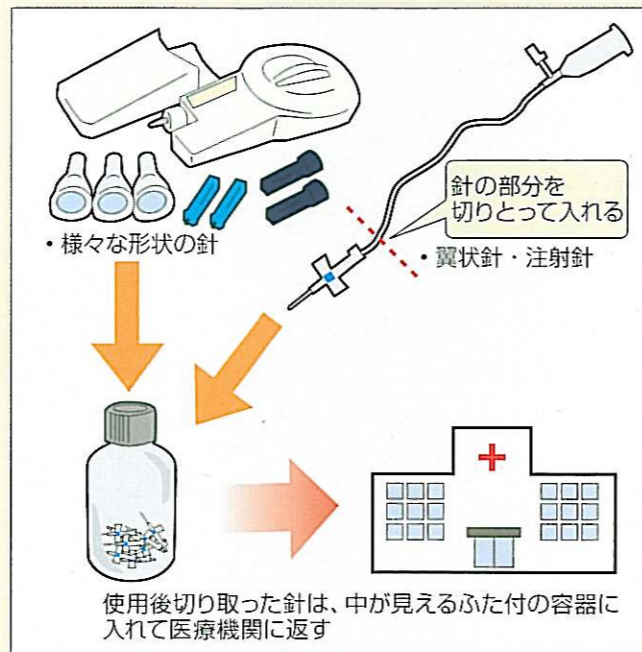
● 注射針類

【例】ペン型のインスリン自己注射器用の針、ペン型以外のインスリン自己注射器（針が一体となったもの）、血糖値測定用穿刺針
→ 針のない注射器のみの場合は、燃やすごみに出せます。

● 針付きのチューブ類

【例】輸液ライン等（針の部分は切り取ってください。針のないチューブは燃やすごみに出せます）
→ 針のついた廃棄物は、中身の見える空きびんなどのふた付の丈夫な容器に入れて、受け取られた病院・診療所などへ返してください。

※詳しくは病院・診療所などにご相談ください。



不燃物として出すもの

● 経腸栄養剤の缶など

● 製剤錠剤や飲み薬の入ったびんなど

※内容物が残っていれば中身を捨ててください。また、汚れが残っている場合は、水ですすいでください。



燃やすごみとして出すもの

<注意> ♻️マークがあるものでも必ず燃やすごみに出してください。

● 針のついていない注射筒

【例】ペン型インスリン自己注射カートリッジ、栄養剤注入器など。

● 針のついていないチューブ・カテーテル

● ストーマ袋(人工肛門)、導尿バッグ、紙おむつ

→ 汚物はトイレに流してから出してください。

● CAPD(腹膜透析)バッグ、栄養剤バッグ

→ CAPDの排液はトイレに流してから出してください。
点滴バッグ類で内容物が残っていれば中身を捨て、また汚れがひどい場合はすすいでください。

● ガーゼ、脱脂綿類、マスク、ビニール手袋（非感染性に限る）

● 服用しなかった薬、薬の外袋（紙）

● 使い捨て浣腸容器（プラスチック）

● 噴霧式気管支拡張剤の吸入部分(プラスチック)など



※紙おむつ、ストーマ袋内の便などの汚物は必ずトイレに流してから出してください。

※在宅医療廃棄物は新聞紙などで包み、その上でビニール袋に入れ、他の燃やすごみと一緒に無色透明・白色半透明の袋に入れて、燃やすごみの日に出してください。



協力：伊丹市医師会

● ごみの出し方についてのお問い合わせは、

市環境クリーンセンター(☎072-782-0968)へ